

令和 8（2026）年度屋外広告物講習会案内

栃木県県土整備部都市政策課

この講習会は、栃木県屋外広告物条例（昭和 39 年栃木県条例第 64 号）第 27 条第 1 項の規定により、屋外広告物に関する必要な知識を修得していただくために開催するものです。

栃木県内で屋外広告業を営む方は、業務の適正化のために、営業所ごとに業務主任者を置くことが義務付けられています。

また、広告物を設置する方は、広告物の適正な管理のために、簡易な広告物を除いて、管理者を置くことが義務付けられています。

この業務主任者及び管理者は、講習会を修了した方等でなければなりません。

そのため、これから屋外広告業を始めようとしている方、又は広告物の管理者になろうとしている方は、必要に応じてこの講習会を受講してください。

1 開催日・場所

開催日	場所
令和 8（2026）年 8 月 31 日（月）	栃木県庁 東館 4 階 講堂 （宇都宮市埴田 1-1-20）

2 講習課程・講習時間

講習課程	内容	講習時間
広告物の法令に関する課程	屋外広告物に関する法令（屋外広告物法、栃木県屋外広告物条例、同施行規則等）について	80分
広告物の表示の方法に関する課程	屋外広告物の意匠、色彩、デザイン及び形状等の表示方法について	120分
広告物の施工に関する課程	屋外広告物の材料、構造、設置方法等について	170分

3 時間割

項目	時間
受付	9:00～9:25
開会	9:25～9:30
広告物の法令に関する課程	9:30～10:50
広告物の表示の方法に関する課程	11:00～13:00
休憩	
広告物の施工に関する課程	14:00～16:50
閉会 修了証明書交付	16:50～17:00

※ 開会の時刻を過ぎて入場した場合には、理由を問わず、修了証明書は交付できません。
時間に余裕を持ってお越しください。

※ 広告物の施工に関する課程免除の方には、13 時以降に修了証明書を交付します。

※ 発熱等により欠席される場合は、当日 9 時までに県都市政策課景観づくり担当（Tel028-623-2463）までご連絡ください。

4 当日持参する物

- (1) 筆記用具
- (2) 公的な身分証明書（写真貼付のもの）※修了証明書交付の際に本人確認を要するため
- (3) 「屋外広告の知識 第5次改訂版 法令編」
「屋外広告の知識 第4次改訂版 デザイン編」
「屋外広告の知識 第4次改訂版 設計・施工編」
※ いずれも株式会社ぎょうせい発行
※ 書店、インターネット等でお求めになれます。
また、当日会場で業者が販売を行います。（販売価格：3冊セット7,600円）
- (4) 昼食
※ 会場で休憩時間中の食事が可能です。ゴミは各自お持ち帰りください。
※ 県庁内の食堂や生協売店等も御利用いただけます。

5 定員

70名（申込受付順。定員になり次第締切り。）

- ※ 受付終了の場合、県都市政策課のホームページ「屋外広告物」で公表します。
(<http://www.pref.tochigi.lg.jp/h08/town/machidukuri/keikan/071.html>)

6 受講申込方法

栃木県電子申請システムより申込みをしてください。

https://apply.e-tumo.jp/pref-tochigi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=10375

○必要書類（データを添付）

- ・屋外広告物講習会受講申請書（別記様式第18号）
※ 写真（縦5cm×横4cm、申請前6か月以内に無帽子で正面から上半身を撮影したもの）を貼付
- ・講習課程の一部免除に該当することを証する書類
※ 下記9の講習課程の一部免除に該当する者のみ

なお、やむを得ず紙の申請書での受付を希望する場合は、県都市政策課景観づくり担当窓口へ持参してください。（郵送での受付は行っておりません。）

7 受講手数料

3,600円

- ※ 電子申請システムによる申込みの際に電子納付（クレジットカードやペイジー等）してください。
- ※ 受付後は、原則手数料はお返しできません。

8 受付期間

令和8（2026）年7月1日午前9時から7月31日（金）午後5時まで

- ※ 窓口へ持参する場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

9 講習課程の一部免除について

次のいずれかに該当する方は、講習会の課程のうち屋外広告物の施工に関する課程が免除されますので、受講申請時にいずれかに該当することを証する書面又はその写しを添付してください。

- (1) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 1 項に規定する建築士の資格を有する者
- (2) 電気工事士法（昭和 35 年法律第 139 号）第 2 条第 4 項に規定する電気工事士の資格を有する者
- (3) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 44 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げるいずれかの種類の主任技術者免状の交付を受けている者
- (4) 職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）に規定する次の者
 - ア 同法第 20 条に規定する公共職業訓練若しくは同法第 24 条第 3 項に規定する認定職業訓練の課程（帆布製品製造科に係るものに限る。）を修了した者
 - イ 同法第 28 条第 2 項に規定する職業訓練指導員免許（帆布製品製造科に係るものに限る。）を有する者
 - ウ 同法第 44 条第 2 項に規定する技能検定（帆布製品製造科に係るものに限る。）に合格した者
 - エ 職業能力開発促進法の一部を改正する法律（平成 4 年法律第 67 号）による改正前の職業能力開発促進法第 8 条第 1 号に規定する養成訓練若しくは同条第 3 号に規定する能力再開発訓練の課程（帆布製品製造科に係るものに限る。）を修了した者

10 講習会を受講せずに業務主任者等になることができる方

次の資格を有する方は、当講習会を受講することなく、栃木県屋外広告物条例に規定する業務主任者及び管理者になることができます。

- (1) 屋外広告物法に規定する登録試験機関が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者（屋外広告士）
- (2) 広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的として他の都道府県、指定都市又は中核市が行う講習会の課程を修了した者
- (3) 広告美術仕上げについて、職業能力開発促進法に基づく職業訓練指導員免許を受けた者、技能検定に合格した者又は職業訓練を修了した者

○ 問い合わせ

県都市政策課景観づくり担当 電話：028-623-2463

メール：toshiseisaku@pref.tochigi.lg.jp

○ 会場案内



- JR宇都宮駅（西口）からバス利用の場合
 - ・ 1番、2番、6番、7番、11～13番乗り場乗車、「県庁前」下車。徒歩約5分。
 - ・ 38番乗り場乗車、「栃木県庁舎前」下車。徒歩0分。
- 東武宇都宮駅からの場合
徒歩約12分
- なるべく公共交通機関を御利用ください。なお、やむを得ず車でお越しの方は、県庁地下駐車場にお停めいただき、駐車券を会場まで御持参ください。